

理解促進を目的としたIPM意見交換会(仮称)の開催について(案)

農林水産省では、総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針や水稻、キャベツ及びカンキツのIPM実践指標モデルを公表し、都道府県におけるIPMの実践度を農業者自身で確認できるIPM実践指標の作成やIPM実践地域の育成を支援してきた。

一方、IPM実践指針では、「本指針が、農業関係者に活用されるのみならず、一般国民にも周知されることにより、農業生産現場で取り組まれているIPMに対する理解が深まり、我が国の農作物の安全性に対する信頼が一層深まることを期待する」とされている。

このため、農林水産省では、消費者団体や流通関係者に対して、IPMの理念や推進の取組について説明するとともに、今後の普及・定着に向け、意見交換を行い、課題や問題点の洗い出しをおこなったところである。

これらの課題や問題点を解決していくためには、消費者や流通関係者の意見を聞き、現状を把握しなければならない。その上で、IPMに対する理解を促進するためには何を行うべきか検討し、具体的な取組に結びつけて行く必要がある。

このため、別紙のとおり「総合的病害虫・雑草管理(IPM)意見交換会(仮称)」を開催したい。

IPM意見交換会（仮称）開催要領（案）

1. 部会開催趣旨

- (1) 今後、総合的病害虫・雑草管理（IPM）による防除を推進するためには、IPM防除による農産物の流通・消費が拡大するなど、農業者がIPMに取り組む上でのメリットが必要と考える。
- (2) しかし、流通関係者及び消費者はIPM防除による農産物を手にしていても、それがIPMにより管理されたことに気付いていない。
これは、IPMが防除方法の理念であるため、一定の手順を踏めば達成できるといった認証制度と違い、差別化されにくいためである。
- (3) ついては、市場流通関係者及び消費者に、IPMが環境保全型農業などの防除体系に組み込まれ、適時的確な防除が実施され、必要以上の農薬使用を回避していること等を理解いただく必要がある。
IPMの理解を促進することにより、IPMに取り組んだ農産物の取扱いや購入意欲を高めることが重要である。
- (4) このことを踏まえ、IPM意見交換会を開催し、市場流通関係者及び消費者から意見を聴取し、今後の具体的な取組について、検討を行うものとする。

2. IPM意見交換会の目的

- (1) 市場流通関係者及び消費者の理解促進を図るため、20年度以降に実施する具体的な取組の参考とする。
- (2) このため、意見交換会での検討内容を踏まえ、IPM理解促進に向けた当面の取組方針を取りまとめ、IPM検討会に報告する。

3. 意見交換会の組織

意見交換会は別紙*に掲げる者をもって構成する。

4. 意見交換会の開催

- (1) 意見交換会の開催については、次のとおりとする。

- ① 平成 19 年 10 月から平成 20 年 2 月までの間に 3 回開催する。
- ② 意見交換会は原則公開とする。
- ③ 意見交換会の資料は、会議終了後、農林水産省のホームページ等により公表するものとする。
- ④ 意見交換会の議事概要については、会議終了後、メンバーの了解を得た上で、農林水産省のホームページ等により公表するものとする。
- ⑤ 意見交換会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(2) (1)にかかわらず、事務局は、個人の権利及び利益を損なうおそれがあると判断した場合、企業秘密に触れることになる場合等には、議事を非公開とし、会議資料を非公開とすることができる。

5. その他

検討会の事務局は、消費・安全局植物防疫課において行う。

6. 雑則

この要領に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

(*別紙は添付していません。)

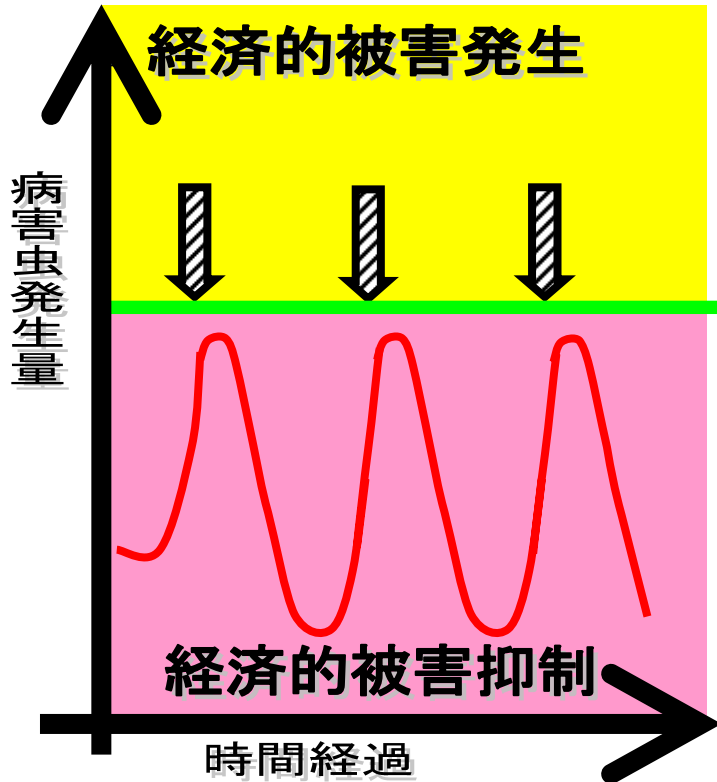
IPMの理解促進により、より高い許容水準の設定が可能



防除の実施



防除実施による
発生量



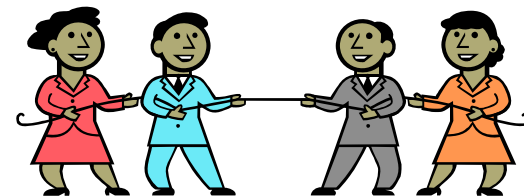
～判断の基準は農業者によって異なる～

経済的に許容
できるレベル



見た目は多少悪く
ても、環境に配慮
した農業に取り組
んでみよう！

栽培初期は防除を
控え、開花前は早
めに防除しよう！



消費者・流通関係者の理解